	3　切削加工に必要な次の設備 イ　平削り盤 ロ　形削り盤及び立削り盤 ハ　旋盤 ニ　フライス盤 ホ　ボール盤 ヘ　歯切り盤 ト　研削盤 4　その他認定に係る揚貨装置の製造工事のための作業に必要な設備
（略）	（略）
遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤、変圧器、配電盤、制御器又は定周波装置	1～4　（略） 5　その他認定に係る遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤、変圧器、配電盤、制御器又は定周波装置の製造工事のための作業に必要な設備

別表第二（第5条関係）

区　分	設　備
（略）	（略）
船尾骨材、かじ、だ頭材、だ心材、水密すべり戸、燃料油タンク又は揚貨装置	1～3　（略） 4　かじ、水密すべり戸又は燃料油タンクにあつては、圧力試験に必要な次の設備 イ・ロ　（略） 5　その他認定に係る船尾骨材、かじ、だ頭材、だ心材、水密すべり戸、燃料油タンク又は揚貨装置の検査に必要な設備
（略）	（略）
ポンプ（油圧ポンプを除く。）、油圧ポンプ、油圧モータ又はウォータージェット推進装置	1～3　（略） 4　その他認定に係るポンプ（油圧ポンプを除く。）、油圧ポンプ、油圧モータ又はウォータージェット推進装置の検査に必要な設備

（略）	（略）
遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤、変圧器、配電盤又は制御器	1～4　（略） 5　その他認定に係る遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤、変圧器、配電盤又は制御器の製造工事のための作業に必要な設備

別表第二（第5条関係）

区　分	設　備
（略）	（略）
船尾骨材、かじ、だ頭材又はだ心材	1～3　（略） 4　かじにあつては、圧力試験に必要な次の設備 イ・ロ　（略） 5　その他認定に係る船尾骨材、かじ、だ頭材又はだ心材の検査に必要な設備
（略）	（略）
蒸気機関の循環ポンプ若しくは復水ポンプ、内燃機関の冷却ポンプ若しくは潤滑油ポンプ、ボイラの給水ポンプ若しくは噴燃ポンプ、ウォータージェット推進装置、燃料油移送ポンプ、ビルジポンプ、操だ装置、消火ポンプ、バラストポンプ、貨物油ポンプ、油圧ポンプ又は油圧モータ	1～3　（略） 4　その他認定に係る蒸気機関の循環ポンプ若しくは復水ポンプ、内燃機関の冷却ポンプ若しくは潤滑油ポンプ、ボイラの給水ポンプ若しくは噴燃ポンプ、ウォータージェット推進装置、燃料油移送ポンプ、ビルジポンプ、操だ装置、消火ポンプ、バラストポンプ、貨物油ポンプ、油圧ポンプ又は油圧モータの検査に必要な設備